

## 「経営事項審査」の審査基準改正等について

(平成22年10月15日)

国土交通省は、建設投資の減少、競争の激化等を踏まえ、公共工事における適正な企業評価を実施するため、10月15日付けで「経営事項審査」に関する建設業法施行規則の一部を改正する省令を公布しました。今回の主な改正事項は次のとおりです。

### 1. 審査基準の改正

- (1) 評価対象技術者の雇用期間を審査基準日以前に6カ月以上の恒常的雇用関係のある者に限定する。ただし、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。
- (2) 建設投資の減少により平均点が低下している完工高及び元請完工高について、評点テーブルを上方修正し、バランスのとれた評価を行う。
- (3) 地域の下請企業等に負担を強いた再生企業について「社会性等」の評価で減点措置を創設する。
- (4) 「社会性等」の評価項目に次の2項目を追加する。
  - ①建設機械の保有状況
  - ②ISOの取得状況

### 2. 虚偽申請防止対策の強化

- (1) 経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の財務データ等を用いた基準値等の見直しを行うとともに、一定の基準に該当する場合、審査行政庁に直接情報提供する仕組みを創設する。
- (2) 審査行政庁が実施している完工高と技術職員数値の相関分析について、最新データに基づく基準値の修正を行うほか、極端に数値の高い申請の抽出を行う。
- (3) 経営状況分析機関から審査行政庁へ提供される情報の効果的な活用を促進するとともに、経営状況分析部分の確認のための調査手順書を改訂する。

今回公布された省令は、虚偽申請防止対策の強化の部分については平成23年1月1日から、審査基準の改正部分については平成23年4月1日から施行されます。

◎国土交通省の関連情報検索

⇒ [http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13\\_hh\\_000088.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000088.html)